

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K02962

研究課題名(和文) 高等教育研究とIRにおける情報利用・倫理審査・同意取得に関する指針の構築

研究課題名(英文) Development of guidelines for record use, ethical review, and informed consent in higher education research and IR

研究代表者

岡田 聡志 (Okada, Satoshi)

千葉大学・国際未来教育基幹・准教授

研究者番号：00581779

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究全体を通じて得られた主な知見として以下の3点が挙げられる。第1に、リスクの最小化や弱者性(vulnerability)の観点から、所属学生に関わるデータを利用するIRや高等教育研究においても、プロトコルの策定と確認の重要性が明らかとなった。第2に、これらの手続きに関して、IRや高等教育研究を担う本部所属・センター所属の教職員が直面する周辺性と教教分離による混乱、そして機関の不備が明らかとなった。第3に、負担の重さや専門性の高さ、それに伴う人材確保の困難さといった観点から、倫理審査を効率化させる統合的・協働的な枠組みの必要性が指摘された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、高等教育研究及びIRにおいて曖昧に取り扱われる情報利用・倫理審査・同意取得について、準専門領域としてのプロトコルの重要性を指摘するだけでなく、それを単に個人の問題に帰すことなく、正当な手続きから周辺化・疎外されている構造を明らかにした上で、単に新たな負担の純増に繋がることのない、時間の有限性を前提とした、より統合的かつ効率的な体制を提案している点などが挙げられる。

研究成果の概要(英文)：Firstly, from the perspective of risk mitigation and vulnerability, it has become evident that the development and validation of protocols are crucial in Institutional Research (IR) and higher education research, particularly when utilizing data pertaining to students affiliated with the institution.

Secondly, it became apparent that faculty and staff members affiliated with institutional headquarters and centers responsible for IR and higher education research face challenges due to their peripheral nature in these processes, and confusion resulting from the separation of faculty and educational organizations, as well as the inadequacies of the institution.

Lastly, it has been recognized that an integrated and collaborative framework is necessary to enhance the efficiency of ethics reviews, considering the significant burden, specialized expertise, and the difficulties in securing competent personnel associated with ethics review processes.

研究分野：高等教育学

キーワード：研究プロトコル 教教分離 倫理審査の効率化

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の状況として、エビデンスに基づく教育・学修改善が重視される中で、高等教育機関内でデータの収集・分析・報告を担う IR (Institutional Research) の機能が注目・推進される一方で、その機能不全も指摘されていることがあった。この機能不全に注目したとき、業務としての学内データを取り扱うという点で、IR の分析結果や知見を共有したり、学術的な厳格性のもとそれらを批判的に検証する機会が得られたりしにくい環境があり、このことが妥当性・信頼性の高いエビデンスが求められる実践領域としての IR の構造的な課題と考えられた。

他方で、研究領域としての高等教育研究の基盤も盤石なものではなく、IR の進展とともに現実的課題との関連性や実践性が問われる状況の中で、学内データへのアクセスやその利用の制約から、依然として実証研究の多くが自記式アンケート調査を主とした方法に依存しており、取り扱う研究テーマの真正さや実践的関心に肉薄しきれていないという課題が確認された。

しかしながら、他分野や海外の研究事例に目を向ければ、医療教育系・医学系を中心として電子カルテ等の利用も含め、機関内データを活用した研究も多く、教育経済学等の領域においても matching algorithm を利用して複数の大規模なデータベースの情報を突合し、個人の情報を生成・構築する方法を用いた研究成果が発表されるなど、研究データの「取得」と「利用」の方法は新たな動きと広がりを見せている状況であった。

研究データの取得と利用という観点から見たとき、日本の高等教育研究においてはそうしたデータ利用や取得の方法について具体的な指針が定まっておらず、研究者個人の判断に過度に委ねられており、その要因として考えられたのが、当時の機関の設置形態や地域によって適用が異なる個人情報保護法制や各機関における情報管理規程の違い、あるいはその複雑さ、研究倫理審査手続きの位置づけの曖昧さ、同意取得の権力性と網羅性との相克などの課題である。

この種の複雑な研究計画策定プロセスが特定の研究テーマから研究者を遠ざけ、公表される研究成果に偏りをもたらすという不作為の作為が形成されるとともに、準専門領域として開かれた高等教育を標榜しつつも、他分野の参入や国際共同研究の障壁を形成しているのではないかと考えられた。このことから、準専門領域としての高等教育研究の特徴が活かされるためには、そして高等教育研究や IR が社会から求められる意味ある成果を十全に発信していくためにはどのような仕組みが必要かという観点から、情報利用・倫理審査・同意取得において具体的にどの点に注意すべきかについて整理し、研究の基盤となる指針を構築する必要があった。

2. 研究の目的

以上のような研究背景を踏まえ、本研究では、高等教育研究と IR の観点から、特にデータの取得に関わる情報利用・倫理審査・同意取得という3つの具体的場面に着目し、国際比較及び専門分野間比較により、日本の高等教育研究の現状を明らかにするとともに、より効率的に研究を推進し十全な成果を発信することに資する指針を考察することを目的とした。

本研究は、具体的には以下の3つの課題を設定し、実施することとした。

第1の課題は、海外の教育研究において情報利用・倫理審査・同意取得はどのように行われ、近年はどのような議論があるかという、情報整理と国際比較である。

第2の課題は、医療系および経済学系などの他分野においては情報利用・倫理審査・同意取得はどのように考えられて運用されているかという、専門分野別・機関種別比較である。特に医療系および経済学系に注目するのは、これらの専門分野が教育研究に関連して活発な動きや新たな展開を示しているためである。機関種別については当時のいわゆる「2000 個問題」の影響をそれらの分野がどのように乗り越えているかという観点から設定している。

第3の課題は、準専門領域としての高等教育研究において実証研究を行う研究者はどのような参照枠組みを有し、データ取得に対してどのような意識と課題を感じているかとい、日本の高等教育研究者のデータ取得に関わる意識と参照枠組みの検討である。具体的な問題意識やニーズの把握を試みることによって、どこに構造的あるいは心理的な障壁が生じ、研究成果に偏りをもたらしているのかについて考察することを目的としている。

これらの課題の検討を通じて、高等教育研究と IR における情報利用・倫理審査・同意取得の指針のあり方を考察することを狙いとした。

3. 研究の方法

課題1と課題2については、主に文献資料研究とそれに基づく事例分析を、課題3については、インタビュー調査等によりアプローチすることとした。

当初は、課題1については海外の教育研究者のデータ取得・利用等の意識にもアプローチするため、海外への現地調査を計画したり、課題2や課題3についても訪問調査等を計画していたが、コロナ禍の影響もあり、海外渡航が認められなかったり、学会等もオンライン開催されるなどによって、他の研究者と対面で接する機会が限定されるなどの制約があったことから、研究方法については柔軟に対応することとし、文献資料研究を中心に実施することとした。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

本研究が対象とする情報利用・倫理審査・同意取得に関連しては、コロナ禍の影響に加え、研究期間中に2つの大きな状況変化があったことを前提として記述する必要がある。1つは、国内における令和2年法律第44号としての個人情報保護法改正に留まらない、デジタル庁関連法案としての令和3年法律第37号としての、いわゆる「2000個問題」の解消や仮名加工情報の新設による内部利用の緩和、個人関連情報の新設と規定、それに伴う施行規則やガイドライン、倫理指針の改正等である。もう1つは、研究データポリシー策定に代表される、機関における研究データマネジメントの議論の進展である。

この点を踏まえた上で、本研究の主な成果としては以下のことが挙げられる。

第1に、リスクの最小化や弱者性(vulnerability)の観点から、所属学生に関わるデータを利用するIRにしても高等教育研究においても、そのプロトコルの重要性が指摘される。しかしながら、現状においてはIRにおいても高等教育研究においてもそのプロトコルは、多くの場合で策定されておらず、第三者的に確認を行ったり、修正を求めたりする体制が整備されていない。このことが法的・倫理的に問題のある研究やIR活動等を生む1つの要因となるとともに、機関責任ではなく個人責任が過度に強調されるという状況を形成しているといえる。

第2に、IRや高等教育研究を担うことの多い、大学本部所属・センター所属教員の周辺性、教教分離と専門職化による混乱が指摘される。プロトコルの確認という点では、医療系の研究に代表されるように倫理審査によって、第三者としての確認や機関・組織の把握・承認を担保される傾向はあるものの、IR担当者や高等教育研究者は、他分野に比べてもそうした手続きから疎外されている傾向が確認された。その要因として、多くの機関で同一機関内でも研究分野単位あるいは教員の所属組織単位で倫理審査が実施されている点が挙げられ、このことは教員組織と教育組織の分離によって、高等教育研究者やIR担当者だけでない、学部学生や大学院生の研究においても問題となっている事例が確認されている。全学的に単一の研究倫理審査委員会を設定し、教員・職員・研究員・学生といった機関内で研究に関わる全ての主体が申請可能な体制を整備している先進的な機関も少数ながら存在するが、多くの機関ではそのような体制となっておらず、機関側の「機関としての研究支援体制の不備」が研究からの疎外を生んでいるといえる。

第3に、負担の大きさや専門性の高さ、それに伴う人材確保の困難性の観点から、倫理審査を効率化させる枠組みの必要性が指摘される。倫理審査においては、刻々と変化する法制度や指針、海外の動向等も含め、個々の研究者だけでなく倫理審査委員側にも高度な専門性が求められる一方で、医学系を中心としてその要件が定められている状況もあり、人材確保の困難性や偏りも課題となっており、全学的な倫理審査体制という点では取り扱う研究の膨大さとその負担の大きさが懸念される。この点では機関単位での倫理審査にも限界があるため、医療系を中心に、RECS(Research Ethics Consultation Service)やCentral IRBs、SMART IRB(The Streamlined, Multisite, Accelerated Resources for Trials IRB)、IRBx(The IRB Reliance Exchange)などの取り組みや機関横断・分野横断的な研究が拡大する中で、カナダのPanel on Research Ethicsなどの取り組みも確認され、研究時間の確保や時間・人材の有限性を念頭に置いた効率的な研究支援の共通基盤化とその充実が期待される。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

国内の高等教育研究においては研究倫理の問題は度々取り上げられてきているものの、これは不正行為や学問的誠実性を中心としたものであり、研究そのもののプロトコルに踏み込むものではなく、研究者個々の倫理観や責任を強調するものであった。しかしながら、本研究で明らかになってきたのは、研究支援や共通基盤の不在によって、個々の研究者等が心理的な負担を抱え、時間が浪費され、特定テーマの研究から疎外されるという構造的な問題である。この点からは、専門分野の裁量や分野固有性に過度に依存し、機関としての取り組みや機関間連携・専門分野間連携、あるいは全体として統合的な取組が日本において過少であることを示している。中間組織や非営利組織の役割の小ささや劣弱さは、研究倫理以外の様々な場面で指摘される点ではあるが本研究においてもこの点は確認される。

特に今後10年で生産年齢人口は1965年頃の水準に、20年で1950年代後半の水準になっていく中で、高度な専門性を持つ人材の確保はますます困難になっていくことが予測される。この観点からも縮小局面に応じた施策が求められるのであり、機関責任、あるいはシステム全体としての責任であること、研究全体のプロセスの効率化の必要性を明らかにした点に本研究の特徴があると考えられる。

(3) 今後の展望

本研究で明らかになった高等教育研究及びIRのプロトコルの不在、その管理・審査体制の不在という問題は、研究の秘密性、教育研究の外的妥当性の難しさ、業績主義と新規性の狭義化と相俟って、高等教育研究やIRにおいて信頼性の高いエビデンスの構築を困難にするとともに、生み出される知見は相互に無関心のまま消費される傾向を助長しているといえる。

「再現性の危機」が科学のあらゆる領域において指摘されて久しいが、プロトコルの重要性は、知見の再生性・頑健性・再現性とも強く関連しており、本研究が対象とした「データ取得」の段階に関わる情報利用・倫理審査・同意取得の問題は、「データの加工・分析」の観点から、改めて検討する必要性が示唆される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岡田聡志
2. 発表標題 教育プログラムの評価と教学IRの関連性についての論点整理
3. 学会等名 第53回日本医学教育学会大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岡田聡志
2. 発表標題 日本型IRによる教育プログラム評価の持続可能性に関する論点整理
3. 学会等名 第54回日本医学教育学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 酒井郁子・井出成美・朝比奈真由美編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 南江堂	5. 総ページ数 224
3. 書名 これからのIPE（専門職連携教育）ガイドブック（分担執筆：「IPE教育プログラムの評価」岡田聡志）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------